

令和5年度の農業委員会活動

農業委員会総会(毎月)



農業委員14名により、農地法に基づく許可が行えるか等、申請内容を審議及び許可決定しています。

農地現況調査(毎月)



申請の土地が農地か非農地であるかを調査し、総会での許可後、地目変更登記に必要な書類を発行しました。

作況調査(9月開催)



収穫前に市内の田んぼを巡回し、今年の稲の生育状況を確認しました。

研修会(9月開催)



北海道農業会議より講師をお招きし、委員会活動の意義及び実務内容に関する見識を深めました。

農地巡回(4月～11月)



北斗市内の農地を巡回し、管理不十分な農地への指導や違法転用がないかなど、事務局へ提言を行いました。

農地相談(毎月)



市内の農地を管理・指導するため、日々様々な活動を実施しています。

農地に関する様々な相談に乗ったほか、農地巡回で問題のあった農地所有者を呼出し、指導を行いました。



北斗市農業委員会だより

農業者年金は未来の自分へ贈り物♪

国民年金+農業者年金で豊かな老後を送りましょう！
配偶者や後継者、農地を持たない人でも、3つの要件を満たせば加入できます。

【加入要件】 ①年間60日以上農業に従事している農業者や配偶者、後継者
②20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者

【おすすめポイント】 ①ご自身が払った年金保険料とその運用益を基に年金額が決まる「積立方式」
②保険料額は2万円から6万7千円まで自身で設定(いつでも変更可)
③納めた保険料は住民税・所得税の社会保険料控除の対象
④終身年金で、しかも80歳まで保証(万一、80歳前に亡くなった場合は、受取り年金相当額を遺族へお支払い)
⑤一定の要件を満たす人には保険料の国庫補助あり



編集委員

吉田 勝幸
時田 孝喜
鹿角 昭夫
岡村 栄士
大山 正志
佐々木勝利
加藤美智子

農地に関するQ & A

Q. 農地の売買・贈与・賃貸借・相続する際の手続きは？

A. 相続の場合、取得してから10か月以内に届出が必要です。農地を贈与・売買・賃貸借する場合、農業委員会の許可が必要です。



Q. 農地の転用って？

A. 農地に住宅を建てたり、資材置き場等に変えることを「農地転用」といいます。農地転用を行うには、農業委員会の許可や届出が必要で、自分の土地でも勝手に農地以外にすることはできません。



Q. 許可を受けずに転用した場合は？

A. 農地法違反で、請け負った業者も含め3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金が科せられることがあります。必ず、農業委員会事務局へ事前にお尋ねください。

Q. 農地の管理ができません。誰か農地を借りてくれる人や買ってくれる人がいないでしょうか？

A. 所有地の管理は所有者の義務です。

しかし、高齢になった、遠隔地に住んでいる、もう機械を手放したなど、色々な理由で管理できないとの相談が多く寄せられています。

委員会には「あっせん申し出」という制度があり、申し出があれば、担当地区の委農業員、推進委員が農地を買ってくれる・借りてくれる農業者を探します。ただし、必ず相手が見つかるとは限りません。見つかるまではご自身で草刈り等の適正な管理を行ってまいります。管理できない場合、草刈り業者等へのあっせんもしていますので、お気軽にご相談ください。



視察研修報告 (10月31~11月2日)

【岩手県紫波郡紫波町農業委員会】

集落の農業の担い手が、集落の農業と地域を守るために一般社団法人を立ち上げ、すべての農地を管理するやり方を行っているとの事で、紫波町でも特殊ケースとの説明でしたが、小規模農家がかたまっているような地域であれば、このような手法で農地及び地域を守るというのも一つの手かなと思われました。

【秋田県潟上市農業委員会】

秋田県全域で平成31年、令和2年に行われた農地利用に関するアンケート結果について、

現在の状況についてと、我々が今年行ったアンケートとの情報交換を行いました。

また、地域計画作成に関して、お互いの進捗状況などについて意見交換を行うことができました。

【秋田県種苗交換会】

秋田県内で栽培された農作物の展示、表彰や最新の農業機器の実演などが行われるこの会は、県内外から多数の訪問客であふれ、また会場が分散していて全てを見ることができず、機会があればまた視察したいと思います。